

論説

# マレーシア・シンガポール鉄道用地事件仲裁判決

東京大学教授

中谷和弘

## I. はじめに

## II. 事案の概要

## III. 仲裁判決の概要

## IV. 省察

### I. はじめに

本稿においては、常設仲裁裁判所 (PCA) の二国間紛争仲裁選択規則の下で 2014 年 10 月 30 日に判示されたマレーシア・シンガポール鉄道用地事件仲裁判決<sup>1)</sup>について簡単に紹介・考察する。II において事案の概要 (両当事国の主張の概要を含む) を、III において判決の概要を紹介した上で、IV において若干の考察を行う。

### II. 事案の概要

1965 年のシンガポールのマレーシアからの分離独立後もマレーシア鉄道<sup>2)</sup>はシンガポール内に鉄道用地を実質的に保有し<sup>3)</sup>、また同鉄道では両国の CIQ (税関・出入国管理・検疫) はシンガポールの Tanjong Pagar 駅において行われていた。この不都合を解消し、また土地の有効活用を図りたいシンガポールはマレーシアに働きかけ、1990 年 11 月 27 日に両国は「シンガポール内のマレーシア鉄道用地に関する合意点 (Points of Agreement)」と題する協定 (以下、POA) を締結した。その主な内容は、マレーシアはシンガポール内に有している鉄道用地をシンガポールに返還し、かわりに Keppel (Tanjong Pagar), Kranji, Woodlands の各跡地をマレーシアが 60%、シンガポールが 40% 株式を保

1) In the Matter of the Railway Land Arbitration before a Tribunal Constituted in accordance with a Submission Agreement between Singapore and Malaysia dated 9 January 2012 between Malaysia and the Republic of Singapore under the Permanent Court of Arbitration Optional Rules for Arbitrating Disputes between Two States (PCA Case N 2012-01), Award, [http://archive.pca-cpa.org/MY-SG%2020141030%20Award547d.pdf?fil\\_id=2813](http://archive.pca-cpa.org/MY-SG%2020141030%20Award547d.pdf?fil_id=2813) (last visited, 5 May 2016).

2) マレーシア鉄道は 1992 年には上下分離方式が採用され、鉄道資産と負債の管理を担当する鉄道資産公社 (RAC) と鉄道運営・運行を担当するマレーシア鉄道公社 (KTMB) が誕生した。1997 年には民間資本 (Marak Unggul) が買い取ったが、2002 年には政府が経営権を再取得した。一般社団法人海外鉄道技術協力協会『世界の鉄道』(ダイヤモンド・ビッグ社、2015) 67 頁 [森田尚人]。シンガポール内での同鉄道路線の現況については、浅見均「馬星国境鉄道瞥見記」JARTS 226 号 (2015) 35-42 頁。

3) 1918 年の Singapore Railway Transfer Ordinance に基づき、マレーシア国鉄には 432.26 エーカーの土地を鉄道用に使用することが認められ (うち 352.52 エーカーは 999 年間の借地として、81.74 エーカーは永代借地として)、鉄道用に使用されなくなった場合には無補償でシンガポール側 (Straits Settlement) に返還することになっていた。Yang Razali Kassim, Railway Land Swap: New Light on an Old Issue, 76/2010 RSIS commentaries, available at <https://www.rsis.edu.sg/wp-content/uploads/2014/07/CO10076.pdf> (last visited, 5 May 2016).

有する M-S Pte Ltd. という企業（以下、M-S）を創設して共同開発するというものであった。その後、1993年12月に、マレーシアは不動産価値の高い Bukit Timah の跡地も共同開発に含めるべきだと提案したが、シンガポールはこの提案を拒否した<sup>4)</sup>。POA に関する交渉が再開されたのは2008年であり、2010年5月24日には両国は「6つの跡地（前掲の3つの跡地に加えて Bukit Timah の3つの跡地）を M-S の所有とするが、これらをまとめて Marina South 地区及び Ophir Rochor 地区の6つの土地と交換する」という共同宣言<sup>5)</sup>を発し、POA の内容の改訂につき合意した。しかしながら両国間では、シンガポールが不動産開発について M-S に対して課す開発税（development charges）の範囲の解釈が異なった。シンガポールは開発税は6つの跡地すべてに課せられると主張したのに対して、マレーシアは POA で合意された3つの跡地に関しては課せられないと主張した（Bukit Timah の3つの跡地に関して課せられることには同意するとした<sup>6)</sup>）。

そこで両国は2012年1月9日の付託合意により、この問題を仲裁に付託することとした。

興味深いのは、仲裁判決が求められたのは「M-S が3つの跡地を付与されて実際に POA 付属書で定められた通りに開発をしたならば開発税が課されたかどうか」という問題についての yes/no のみであって、もし yes である場合の開発税額は14億7000万シンガポールドルであることにつき両国はあらかじめ合意していた（1条）ことである。なお、準拠法は POA を含む国際条約、ICJ 規程 38 条に

定められた国際法上の他の法源であるが、仲裁裁判所はそう決定した場合には国内法も適用すると規定する（2条）。仲裁手続法（lex arbitri）は国際公法であって国内法ではないと規定する（3条）<sup>7)</sup>。

仲裁裁判官は、Lord Philips of Worth Matravers 元英国最高裁長官（裁判長）、Murray Gleeson オーストラリア高等法院長官、Bruno Simma 元 ICJ 判事である。仲裁手続は2013年7月に開始されたが、仲裁裁判に関するすべての事項は一般の関心を避けるため公にしないことが合意され、訴答書面も公表されず、2014年7月にロンドンで行われた口頭弁論も秘密裏になされた<sup>8)</sup>。判決日に判決文のみが PCA のホームページに公表された。

両国の主張の概要は、次の通りである<sup>9)</sup>。マレーシアの主張は、「国際条約である POA 自身が M-S に跡地の利用許可を付与しており、シンガポールが国内法上の義務にすぎない開発税を跡地の利用許可の前提として課すことは条約上の義務に違反する。POA の中にも他のどこにも M-S が開発税を支払わなければならないとする規定はない。土地の価値を増加させるのは開発許可自体ではなく、価値の増加は POA の下でのシンガポールの約定の結果である。たとえ裁判所が国際法ではなくシンガポールの国内法を適用するとしても、POA の取引は、シンガポール政府が特定目的のために開発する土地を売却する場合には開発税がシンガポール国内法上免除される場合のアナロジーに該当する」というものであった。これに対して、シンガポールの主張は、「両国がシンガポール法の下でジョ

4) Paragraphs 5.1, 5.2, 81. リー・クアンユー（小牧利寿訳）『リー・クアンユー回顧録（下）』（日本経済新聞社、2000）233頁。

5) Paragraph 5.4.

6) Paragraphs 5.5-5.7.

7) Paragraph 4.

8) Kadir Mohamad, *Malaysia Singapore Fifty Years of Contentions 1965-2015* (2015), pp. 165-166. Kadir はマレーシア首相外交顧問をつとめた。

9) 両国の主張は、Violetta Fietta（同法律事務所 of Robert Volterra ら3名がマレーシアの弁護人をつとめた）の Client Alert (1 December 2014) *Malaysia and Singapore Settle Decades-Long Dispute through Arbitration at the PCA*, available at <http://www.volterrafietta.com/malaysia-and-singapore-settle-decades-long-dispute-through-arbitration-at-the-pca-5/> に簡潔にまとめられているため、これを両国の付託事項のまとめ（paragraphs 44-46, 111-117）とともに参照した（last visited, 5 May 2016）。

イントベンチャー企業の創設に合意した以上、M-S はシンガポール法に従う必要があり、開発税の支払は開発許可の獲得の前提条件である。POA のいかなる規定も M-S から開発税の支払義務の免除を認めていない。さらにマレーシアは 2008 年以降、開発税が支払われるべきとのシンガポールの主張を認めたように見受けられる。2010 年の POA 改訂は、開発税が 6 つの跡地すべてにおいて支払われるべきとの前提で合意された。それゆえ、開発税は支払わないとのマレーシアの主張は禁反言に反する。支払義務に疑いがある場合には、両国が開発コストをシェアすることによって解決がなされるべきである」というものであった。

### III. 仲裁判決の概要

判決では、まず、「F. 解釈の諸原則」において、「POA の下での当事国の義務と国内法の要求との間に衝突が生じる場合には、前者が優位する」<sup>10)</sup> ことを確認した上で、条約法条約 31 条及び 32 条につき、シンガポールは同条約の当事国ではないがこれらは慣習国際法の規則であって本件に適用されるとする<sup>11)</sup>。これらの適用においては、実行の趣旨を見失わないようにすること、つまり、条約の意味及び効果に関して条約締結時の両当事国の共通の意図を確認することが重要である。good faith の原則は条約法条約 31 条によって認められているように条約の解釈の重要な側面であるとする<sup>12)</sup>。そして、「開発税」、「POA の背景」、「POA の交渉」、「POA の履行に向けての最初の段階」、「決裂」、「2010 年の共同宣言」、「同宣言後の出来事」について両国の言動を相当詳細にフォローする。

その上で、「P. POA の締結時における正しい解釈」においては、次のように判旨を展開する。条約法条約 31 条が規定するように

POA の文脈により且つその趣旨及び目的に照らして与えられる POA の文言の通常の意味が最も重要である。POA の解釈に関する事後の合意（当該合意を確立する慣行）も考慮される。この解釈によっては意味が曖昧又は不明確な場合や明らかに常識に反し又は不合理な結果がもたらされる場合には、解釈の補助的手段として条約の準備作業に依拠することができる、という 32 条の内容に言及した上で、両当事国の主張の概要、両国にとっての鉄道用地の価値、Lee Kuan Yew シンガポール首相の晩餐会、取引の性質、シンガポールの国内法、POA の文言の自然な意味、両当事国の主観的信念、両当事国の事後の行動の各項目に分けて検討をすすめる。特に興味深いのは次の 2 点である。第 1 に、開発税につき、①単に収入を上げることを意図した税ではなく、開発許可の付与から生じた価値の増加につき国家の取り分を確保するために作られた特別税である、②国家が売却契約において特定された開発目的のために土地を売却する場合には開発税は支払われない、③国家は売却時における価値の増加の便益を受領するのであって、計画許可の事後的な付与の結果として開発税を受領するのではないとして、マレーシアの解釈の方がシンガポールの解釈よりも優れていると判示したことである<sup>13)</sup>。第 2 に、条約当事国の共通の了解を示す慣行の証拠は交渉に関与した当事国の相反する理解又は意図と対比をなし、後者は条約の解釈の助けとはならないとして、Lee Kuan Yew シンガポール首相と Tun Daim マレーシア財務相の相反する発言を位置づけたことである<sup>14)</sup>。その上で、同章での結論として次のように指摘する。M-S は 3 つの跡地を取得し開発したとしても開発税の支払の義務はなかった。POA はこれらの開発が M-S によって実施されることを予定及び要求しており、もし M-S がこれらの開発の許可を得るために開発税を支払うことが求められたな

10) Paragraph 41.

11) Paragraph 42.

12) Paragraph 43.

13) Paragraph 152.

14) Paragraph 163.

らば、POAに反することになる。晩餐会後 POA 締結に至る交渉及び締結後の履行のための諸段階において、開発税支払の必要性は全く言及されなかった。このことは POA 改訂に至る交渉とは対比をなす<sup>15)</sup>。

次に、「Q. 2008 年及び同年以降のマレーシアの行動の効果」においては、次のように指摘する。シンガポール側は、「政府の土地の売却が特定の開発のためになされる場合には開発税が免除される」旨を正しくマレーシア側に伝えず、マレーシア側も「開発税の支払が義務になる」というシンガポール側の説明に対して何らコメントをしなかった。このような事情に鑑みると、2010 年 5 月 24 日の共同宣言の締結以前も同宣言においても、開発税が支払われるべきとのいかなる合意も両国間にあったとはいえない。POA はその効果に関して共通の過誤の下に修正された。過誤は「POA の下で開発税が支払われるべき」というシンガポールによる不正確なステートメントによってもたらされ、マレーシアがこれを問題としなかった。それゆえ、「同共同宣言が開発税の支払を義務とするように POA を修正した」とのシンガポールの主張は否認される<sup>16)</sup>。シンガポールによる「マレーシアは開発税の支払を認めたから禁反言により支払を否認することはできない」という主張に関しては、次のように判示する。①共同宣言の締結時に両国は「開発税は支払われるべきである」と共通に誤解していたため、マレーシアは誤解につき責任を負わない。②にもかかわらず、もしこの誤解の結果すべての跡地に関して開発税の支払義務が課されるように POA が修正されたとするならば、それは衡平に反する。③逆に、「シンガ

ポールは Bukit Timah の 3 つの跡地についても開発税を受領すべきでない」とすることもまた問題であるが、マレーシアはこれらの跡地に関しては開発税の支払を認めている<sup>17)</sup>。

最後に、「R. 結論」において、M-S は Keppel, Kranji 及び Woodlands の跡地に関して、もし土地開発が POA 付属書に定められた通りになされたとしても開発税の支払義務を負わない、と判示した。

#### IV. 省察

以下の 9 点について簡単に指摘をしておきたい。

第 1 に、本仲裁判決は、租税条約に関連したものではない（そもそも租税条約に関する国家間仲裁裁判の例はない）が、1905 年の家屋税事件仲裁判決と並んで租税に関連した非常に珍しい国際仲裁判決であるといえる。

第 2 に、本仲裁判決は国際法の解釈・適用について特に目新しい判断をした訳ではなく、国際法学徒にとって魅力の乏しい判決であったことは事実である。おそらくそのためか、本仲裁判決の紹介・評釈もほとんど皆無である<sup>18)</sup>。しかしながら、両国の外交にとって非常に重要な問題<sup>19)</sup>（最高首脳レベルでの主題）の限定的とはいえ最終の局面の解決が国際仲裁裁判に委ねられたという事実から、本ケースは外交と国際裁判の関係を考える上で興味深い事案であるといえる。本仲裁判決は外交交渉を補完するという役割を間違いなく果たした。

また、本仲裁判決は、首脳外交の現実の一端を知ることができるという意味でも興味深いものである<sup>20)</sup>。本仲裁判決自体には派手

15) Paragraph 170.

16) Paragraphs 195-197.

17) Paragraphs 204-205.

18) E.V. Koppe によるごく短い紹介が E. V. Koppe, *Hague Case Law – Latest Developments, Netherlands International Law Review* vol. 63 (2014), p. 481 に掲載されている。

19) リー・前掲注 4233-236 頁, Mahathir Mohamad, *A Doctor in the House* (2011), pp. 781-782; Kadir Mohamad, *supra* note 8, pp. 134-171 から、この問題が微妙な関係にある両国間の最も重要な外交問題の 1 つであったことがわかる。

20) 例えば、2010 年 6 月 22 日の Lee Hsien Loong シンガポール首相の Najib Razak マレーシア首相に対する「M-S は開発税支払のため土地を担保に借入できるし、建設費支払のため開発から得られる将来の収益を担保に借入できる」というビジネスマンのような発言が、paragraph 104 に記されている。

さはないが、両当事国の言動を仔細に検討した上で着実な判断を行うという安定感のあるものとなっている。

第3に、本仲裁裁判においては、開発税の支払義務の有無のみが付託事項とされ、開発税が課される場合の金額は両国間であらかじめ合意していた。これは他の事案にはまず見られない特徴である。国際裁判における通常の付託ではまず（本案の第1段階では）違法性の認定等の性質決定のみを行い、補償額等の具体的金額の算定は事後の第2段階で行う（その間に両訴訟当事国に金額についての合意を促す）ことがむしろ多いといえる。これに対して本件では、両国間で具体的金額の決定をあらかじめ行い、性質決定の判示のみを求めた点が異彩を放っている。あくまで外交交渉を主要な紛争解決手段とし、それでは解決できない法的論点についてのみ国際仲裁裁判に委ねるといふ両当事国の態度がここにも貫かれている。

第4に、本仲裁判決では明示的には指摘されていないが、本件は「提案者に不利に（*contra proferentem*）解釈すべし」という解釈の一般原則があてはまる事案であったと解せられる。

同原則は、例えば、私法統一国際協会の国際商業契約に関する2010年原則（UNIDROIT Principles on International Commercial Contracts）の4.6条において、「一当事者によって与えられた契約上の文言が不明確である場合には、当該当事者に不利な解釈が優先される」<sup>21)</sup>といった形で定式化されている。国際判決では、① ICJ スペイン対カナダ漁業管轄権事件判決（1998年）が、「*contra proferentem*」の規則は契約条項の解釈において果たすべき役割を有する」と指摘した（但し同

事案では適用しないとした）<sup>22)</sup>。他方、② 米伊航空協定事件仲裁判決（1965年）では、「*contra proferentem*」の解釈を適用すべし」とのイタリアの主張に対して、「協定の意味が明確であって曖昧ではないため、同解釈理論は適用できない」と判示した<sup>23)</sup>。③ ヤングローン事件仲裁判決（1980年）では、ドイツが同原則の適用を主張したが、「条約の趣旨及び目的を現実に意図した又はそれらに合致したかどうかを明らかにすることなく、不明確に作成された条項の英文及び仏文の文言の不利益を債権国に課すことになる」として同原則を適用せず、同原則が国際法一般に承認された解釈規則であるかどうかについて判断する必要はない旨、判示した<sup>24)</sup>。本件においては、鉄道用地の交換を提案したのはシンガポールであり、その内容には多少とも不明確な部分があったことは否めないから、シンガポールに不利な解釈がなされてもやむを得ない状況にあったといえる。

第5に、開発税について<sup>25)</sup>。シンガポールの開発税は1965年に導入された。開発税は、不動産開発計画の許可から生じる価値の上昇の果実の一部を政府が取得するものであり、シンガポール政府にとっての重要な税源となっている。開発税の税率は景気動向に応じて変化し、不況であった1985年には70%から50%に引き下げられたが、好況となった2007年には70%に引き上げられた。一見すると些細とも思われるこの税の問題が両国間の大きな外交問題となったのは、このような高い税率によることは否めない。

第6に、禁反言（*estoppel*）について。本仲裁判決では、双方に誤解があったにもかかわらずマレーシアの反応から禁反言が生じるとすることは衡平に反するとした。シンガ

21) <http://www.unidroit.org/instruments/commercial-contracts/unidroit-principles-2010/398-chapter-4-interpretation/936-article-4-6-contra-proferentem-rule> (last visited, 5 May 2016).

22) Fisheries Jurisdiction (Spain v. Canada), *ICJ Reports* 1998, p. 454.

23) U.S. v. Italy, *Reports of International Arbitral Awards*, vol. XVI, p. 94. 同仲裁判決につき、拙稿「国際航空輸送の経済的側面に関する国際裁判」国際法外交雑誌 103 巻 2 号（2004）31 頁、40-42 頁。

24) The Kingdom of Belgium, The French Republic, The Swiss Confederation, The United Kingdom and The United States of America v. The Federal Republic of Germany, *International Law Reports*, vol. 59, p. 459. 同仲裁判決につき、拙著『ロースクール国際法読本』（信山社、2013）47-48 頁。

25) 開発税について詳細は、Leung Yew Kwong, *Development Land and Development Charges in Singapore* (1987); Anne Haila, *Urban Land Rent: Singapore as a Property State* (2016), pp. 92-93.

ポールが誤解の誘因を作出したにもかかわらず、マレーシアが結果として不利益を負うとすることは不合理であり、この判断自体はバランスのとれたものである。しかしながら、禁反言についてのそれ以上の判断がなされなかったことは残念であった<sup>26)</sup>。

第7に、本仲裁判決では、他の国際判決への言及はほぼ皆無であるが、ビーグル海峡事件仲裁判決（1977年）への言及がなされている。シンガポールは2008年及びそれ以降の両当事国の行動はPOAに関する「両当事国の意図及び了解の貴重な証拠」を提供すると主張し、同判決を援用したが、仲裁判決では、同仲裁裁判は150年以上にわたって管轄権を行使する関連行為があった領域紛争についてのものであり、当該行為はシンガポールが本件で依拠した行動とはほとんど関係がないとした。その上で、「領域的解決とともに又はその後短期間のうちに作成された地図は、他の条件が等しければ、事後に作成された地図よりも大きな証拠価値を有する」という同仲裁判決における判示<sup>27)</sup>との関連で、2008年及びそれ以降のマレーシア代表の行動は、1990年にPOAが締結された時のマ

レーシア代表の意図に関して証拠上の推論をもたらしものではなく、POAの解釈の助けにはならない旨、判示した<sup>28)</sup>。

第8に、本仲裁判決が出された翌日の2014年10月31日に、両当事国は共同ステートメント<sup>29)</sup>を發した。「シンガポール及びマレーシア両国は、仲裁のプロセスに満足し、両国が本件に関する各々の主張を十分に示す機会を有したことを確認する。第三者の仲裁により本問題を解決することにより、両国は友好的な方法で紛争を国際法に従って解決するという我々の共通のコミットメントを示した。POAの完全且つ上首尾の実施は共同開発プロジェクトの両国間の緊密な連携に道を開くものである。両国は二国間協力を一層強化し拡大するために共に親密に取り組んでゆく所存である」という内容のものである。この共同ステートメントの内容は、本仲裁判決において「仲裁は両国首相が意図したように暖かく友好的な態度のうちに行われた。我々は、この解決が両当事国間の継続した実り多い協力における一章となることを希望する」という指摘<sup>30)</sup>に呼応するものでもあった。国際関係においてはこの種の共同ス

26) 双方の当事国が誤解していた場合の禁反言の適用につき明確に判示した国際判例は存在しない。なお、2015年3月18日に判示されたチャゴス諸島海洋保護区事件仲裁判決（モーリシャス対英国）（<http://www.pcacases.com/pcadocs/MU-UK%2020150318%20Award.pdf>, last visited, 5 May 2016）では、禁反言を「法の一般原則」だと指摘した上で（paragraph 434）、これまでの国際判例をまとめる形で、次の4要件を満たす場合には禁反言の援用が可能であると指摘した点が注目される。①国家が言葉、行動又は沈黙によって明確且つ一貫した表示を行った。②当該表示は当該事項に関して国家を代表して意思表示する権限のある機関によってなされた。③禁反言を援用する国家は当該表示に誘発されて、自国に不利に行動し、損害を被り又は表示国に便益をもたらした。④表示は当該国にとって依拠するに値するものである以上、当該信頼は正当なものであった（paragraph 438）。なお、英国控訴院の *Amalgamated Investment & Property Co Ltd (In Liquidation) v. Texas Commerce International Bank Ltd*, 1982 Q.B. 84 (EWCA 1981) 判決において Lord Denning は、契約の両当事者が契約の意味又は効果に関して共通の誤解 (common mistake) をしている場合には、当初の契約文言が共通の誤解に基づく合意にとって代わられるため、各当事者はこれに基づき訴えることもできれば訴えられもする旨を判示した (121-122)。しかしながら、国家間関係にも同様に適用可能かという問題に加えて、一方当事者（シンガポール）が誤解しなければ他方当事者（マレーシア）の誤解はそもそも生じなかった本件のような場合は射程範囲外だと考えるべきであろう。誤解を創出した当事者が相手当事者の禁反言を主張することを容認してしまうことは、clean hands 原則との関連でも問題なしとしない。

27) *Beagle Channel Arbitration between The Republic of Argentina and The Republic of Chile*, *International Law Reports*, vol. 52, p. 206.

28) Paragraphs 165-169.

29) Joint Statement on the Award of the Arbitral Tribunal Constituted under the Auspices of the Permanent Court of Arbitration on the Issue of Development Charges relating to the Former Malayan Railway Land under the Points of Agreement on Malayan Railway Land in Singapore, [http://www.mfa.gov.sg/content/mfa/media\\_centre/press\\_room/pr/2014/201410/press\\_20141031.html](http://www.mfa.gov.sg/content/mfa/media_centre/press_room/pr/2014/201410/press_20141031.html) (last visited, 5 May 2016).

30) Paragraph 207. もっともマレーシア側の本音は、シンガポールは仲裁裁判への付託などせずに交渉中に開発税の賦課を断念すべきだったというものであり、KADIR, *supra* note 8, p. 167 では「シンガポールはマレーシアから

テートメントが発せられるのはむしろ珍しい。Lee Hsien Loong シンガポール首相は、実質的に敗訴となった本仲裁判決を完全に履行すると同日に述べた<sup>31)</sup>が、このことは、単にマレーシアとの友好関係の維持や訴訟戦略上のダメージ・コントロールであるにとどまらず、特に国際商事仲裁を積極的に誘致してきたシンガポールにとっては「法の支配」を尊重する国家であることを裏からアピールする機会でもあった。シンガポールはこの機会を賢明に活用したといえよう。

第9に、本仲裁裁判は、近隣国との比較的小規模だが重要な紛争の解決に国際裁判が果たしうる役割を考える上での1つの理想的なモデルを提供したといえる。我が国にとっても、外交と国際裁判のあり方を考える上で何らかの参考になるかもしれない。

(なかたに・かずひろ)

---

goodwill point を獲得する好機を逸した」とする。

31) <http://www.pmo.gov.sg/mediacentre/press-statement-prime-minister-lee-hsien-loong-award-arbitral-tribunal-constituted-under> (last visited, 5 May 2016).